

## 事後評価調書

I 事業概要					
事業名	交差点改良工事（公共）				
地区名	主要地方道 豊橋下吉田線				
事業箇所	新城市富岡地内				
事業のあらまし	<p>本箇所は、豊橋市と旧鳳来町を結ぶ主要地方道豊橋下吉田線と、浜松市と豊田市を結ぶ一般国道301号との交差点であり、交通の要となっている。</p> <p>近くに工業団地があることから朝夕に自動車交通量が集中し、また通学路になっていることから児童・学生との接触事故の危険性が増している。</p> <p>そこで、交差点改良工事を実施、平面形状を改良して右折レーンを設置する。</p>				
事業目標	<p>【達成（主要）目標】</p> <p>自転車歩行者道及び右折帯を設置し、自転車歩行者の安全確保と自動車交通の円滑化を図る。</p> <p>【副次目標】（事前評価時に設定した場合、記載する）</p>				
事業費	事業費		内訳		
	1. 65億円	□工事費0.75億円、□用補費0.90億円、□その他 億円			
事業期間	採択年度	平成18年度	着工年度	平成18年度	完成年度 平成21年度
事業内容	交差点改良工事				
II 評価					
①事業目標の達成状況	1) 主要目標の達成状況	<p>【達成状況】</p> <p>自動車交通の円滑化が図られ、自転車歩行者の安全性が向上した。</p> <p>【達成状況に対する評価】</p> <p>事業実施前（H15～H17）と事業実施後（H22～H24）の3箇年の死傷事故発生総数を比較すると、事業実施前が1件で事業実施後が0件となり、事故が減っており、歩行者等の安全確保、自動車交通の円滑化が図られた。</p>			
	2) 副次目標の達成状況	<p>【達成状況】</p> <p>【達成状況に対する評価】</p>			
III 対応方針					
今後の事後評価の必要性	現時点において初期目標を達成していることが確認できるため、今後の事後評価の必要性は認められない。				
改善措置の必要性	特になし				
同種事業に反映すべき事項	事業期間設定に際して、沿線の土地利用状況や工事施工計画、関係機関協議等を勘案して実践的な事業期間の設定が求められているなか、本事業については適切であったと考える。				